

総会

配布：一般

2015年10月9日

原文：英語

人権理事会

第30会期

議事日程議題5

2015年10月1日に人権理事会により採択された決議

30/14. 人権理事会の活動およびその普遍的定期的審査に対する議会の貢献

人権理事会は、議会が、なかんずく、国際的公約を国の政策や法に移すことにおいて、そしてこの故に、国際連合加盟国の人権義務の各国際連合加盟国による遂行および公約に対して貢献することにおいて並びに法の支配の強化に対して、果たしている非常に重要な役割を認め、

2010年以來、総会により採択された連続する諸決議、とりわけその中で総会が人権理事会の活動に対する継続した議会の支援の重要性を認識した、2010年12月13日の総会決議65/123、その中で、特に普遍的定期的審査に関して、同理事会へのその貢献を強化することを、国の議会の世界組織である、列国議会同盟に奨励した、2012年5月29日の66/261並びに、その中で総会が同理事会の活動に対する列国議会同盟の貢献を歓迎した、2014年5月19日の決議68/272に留意し、

人権理事会の活動およびその普遍的定期的審査への議会の貢献に関する2013年3月21日の22/15および2014年6月27日の26/29の人権理事会決議を想起し、

2013年5月29日に開催された「人権理事会の活動およびその普遍的定期的審査への議会の貢

* 2015年10月22日に技術的理由により再発行された。

献」というテーマのパネルディスカッション¹の人権高等弁務官の概要報告書に感謝しつつ留意し、

議会の能力構築に関する列国議会同盟の活動についての、並びにその決議 26/29 において同理事会により要請されたように、人権理事会の活動およびその普遍的定期的審査に関するその活動についての、高等弁務官による第 29 会期での最新情報を歓迎し、

人権理事会と議会は、普遍的定期的審査が、国のレベルでの最大限の影響を持つことを確保するために可能な相乗作用を継続して探究することで、かなり得していることを考慮し、

1. 人権理事会の 10 周年にあたって、その第 32 会期に、人権理事会の活動およびその普遍的定期的審査に対する議会の貢献を評価するためパネルディスカッションを招集しそしてさらにその貢献を高めるための方法を特定することを決定する。

2. 国際連合人権高等弁務官事務所に対し、パネルディスカッションを準備することそしてその参加を確保することを目的に、列国議会同盟、国際連合の加盟国および関連する国際連合組織や機関と、並びに非政府組織を含む市民社会および国内人権機関と連絡をとることを要請する。

3. 高等弁務官に対し、概要の形態でパネルディスカッションに関する報告書を準備することそして人権理事会の第 35 会期にそれを提出することを要請する。

4. 同じ議事日程議題の下でこの問題の審議を継続することを決定する。

第 41 回会合

2015 年 10 月 1 日

[投票無しで採択]

¹ www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session26/Pages/ListReports.aspx より入手可能。